

陳 情 文 書 表

受理番号	28第21号	受理年月日	平成28年11月14日
陳情者			
件名	国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出を求める陳情		

【陳情の趣旨】

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、今日に至るまでの約70年間、一度の改正も行われておりません。

しかしこの間、我が国を巡る内外の諸情勢は劇的に変化を遂げています。とりわけ、首都直下地震や南海トラフ地震など大規模災害や環境などの諸問題等への対応も求められています。

このような状況変化を受け、様々な憲法改正案が各政党、各報道機関、民間団体等から提唱されております。国会でも、平成19年の憲法改正の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至りました。

よって、目黒区議会におかれましては、国会及び政府に対して、新たな時代にふさわしい憲法について、国会の憲法審査会等において、活発かつ広範な議論を推進するとともに、広く国民的議論を喚起するよう地方自治法第99条の規定に基づき意見書の提出をして頂きたく陳情する次第です。

【陳情事項】

目黒区議会におかれましては、国会及び政府に対して、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出を求めます。